

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）仁池地区）を行うことについて平成30年9月6日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成30年9月19日から同年10月9日まで縦覧に供する。

平成30年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造